（合併及び分割の認可の申請）

第四十一条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　［略］

3　［略］

（変更等の届出）

第四十二条　法第五十一条の五第二項、第五十一条の七第四項及び第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2　［略］

2　前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設について行うものとする。

一　廃棄物受入施設

二　廃棄物取扱施設

三　放射線管理施設

四　廃棄施設

五　非常用電源設備

（施設定期検査の実施）

第三十五条　法第五十一条の十第一項の原子力規制委員会規則で定める期間（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、一年とする。

第三十六条　削除

（施設定期検査実施要領書）

第三十七条　原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第一号に規定する特定第一種廃棄物埋設施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三十八条　削除

（施設定期検査合格証）

第三十九条　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

第四十条　削除

（合併及び分割の認可の申請）

第四十一条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

3　［同上］

（変更等の届出）

第四十二条　法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2　［同上］